

出生届に伴うお手続き

大洲市に住所がある方の主な手続きのご案内です。

※マイナンバー（個人番号）について

個人番号通知書は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、郵送（簡易書留）にて後日送付されます。

■ 児童手当について（本庁1F 子育て支援課または各支所）

- ・ 中学校修了までの子どもに対し、児童手当が支給されます。
- ・ 届出のあった翌月分から支給されますので、早めに届出をしてください。2人目、3人目以降の出生でも届出が必要です。ただし、月の下旬にお生まれになり、届出が翌月となった場合でも、出生の翌日から15日以内に届出をすれば、出生月の翌月分から支給されます。なお、届出が遅れた場合、届出より前の分の手当をさかのぼって受けることはできませんので、ご注意ください。
- ・ 児童手当の支給は、2月・6月・10月（各月10日の予定）の年3回になります。
- ・ 保護者（請求者）が公務員の場合は、職場での請求になります。

<必要なもの>

○第1子出生のとき

- ・ 請求者の健康保険証
- ・ 請求者名義の通帳
- ・ 申請手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカードなど）

○第2子以降の出生のとき

- ・ 請求者の健康保険証

※請求者とはお子様の父又は母で恒常的に収入が多い人

届出がない限り、お生まれになったお子様の分の手当の支給はできませんので、ご注意ください。

■ 大洲市愛顔っ子応援券の請求について（本庁1F 子育て支援課または各支所）

- ・ 大洲市に住所がある第2子以降の乳児（1歳未満）と生計を共にしている保護者に愛顔っ子応援券を交付します。対象乳児一人あたり5万円分（1,000円×50枚綴り）です。大洲市内の登録店舗で対象製品の紙おむつを購入するときに使用できます。

<必要なもの>

- ・ 母子手帳
- ・ 申請手続きする方の本人確認書類（マイナンバーカードなど）

※支所では申請書の受付のみ行います。応援券は簡易書留で郵送します。

■ 子ども医療について（本庁1F 市民課または各支所）

- ・ 0歳から中学3年生までの子どもが医療機関等で診療を受けた場合、保険適用分に対する自己負担額の助成を行っています。

<必要なもの>

- ・ 子どもの氏名が記載された健康保険証
- ・ 子どもと保護者のマイナンバーがわかるもの

※お子様の健康保険証が出来てからの手続きとなりますので、国民健康保険以外の場合は、まず勤務先でお子様の扶養認定の手続きをしてください。

■ 支援ファイル「きらめき」の配付について（本庁2F 教育総務課）

- ・ 支援ファイル「きらめき」をお渡しします。お子様の成長記録をまとめることができます。子育てに関する情報を載せた資料も入っています。

裏面があります

■ **健康保険の加入について（本庁1F 市民課または各支所）** ※保険者は健康保険証の表紙に記載しています。

・国民健康保険の場合は、担当窓口でお手続きください。

※その他の健康保険の場合は、お勤め先の事務担当者にお問い合わせください。

■ **出産育児一時金の請求について（本庁1F 市民課または各支所）**

・国民健康保険加入の方が出産した場合、世帯主に対して出産育児一時金が一律42万円支給されます。ただし、産科医療補償制度未加入の医療機関での出産及び在胎週数22週未満の出産の場合は40万8千円です。

・1年以上社会保険等の被保険者（被扶養者であった場合は関係ありません。）であった母親が、資格を喪失した日後6ヶ月以内に出産されている場合は、以前に加入していた健康保険から出産育児一時金が支給されます。健康保険によっては、独自の付加給付を行っているため国民健康保険より支給額が多い場合があります。該当される方は、以前に加入していた健康保険にご確認ください（健康保険から支給された場合は、国民健康保険からは支給されません）。

<必要なもの>

- ・直接支払制度合意文書（医療機関から交付されたもの）
- ・明細書等（費用の内訳が記されたもの）

※その他の健康保険の場合は、お勤め先の事務担当者にお問い合わせください。

■ **国民年金の産前産後期間の保険料免除について（本庁1F 市民課または各支所）**

・国民年金第1号被保険者の方が出産した場合、出産日が属する月の前月から4か月間（多胎出産は6か月間）の国民年金保険料が免除され、納付期間として扱われます。

・保険料免除には、届出が必要になりますので、担当窓口でお手続きください。

■ **ひとり親家庭の方（本庁1F 子育て支援課または各支所）**

・未婚の方がお子様を出産された場合等、「児童扶養手当」が支給されることがあります。

・児童扶養手当の申請を行う際は、事前に担当窓口へご相談ください。

■ **ひとり親家庭に対する医療費助成について（本庁1F 市民課または各支所）**

・未婚の方がお子様を出産された場合等、「ひとり親家庭医療」の助成対象になる場合があります（所得制限等があります）。申請を行う際は、事前に担当窓口へご相談ください。

■ **市営住宅にお住まいの方（本庁2F 都市整備課または各支所）**

・現在市営住宅にお住まいの方で、お子様がお生まれになった場合、「世帯異動届」を提出していただく必要があります。

■ **下水道を使用されている方（本庁舎南西側別棟3F 上下水道課）**

・井戸水を下水道に流入させている世帯は、使用人員変更の手続きをしてください。担当窓口へお立ち寄りくださるか、お問い合わせください。

※夜間・休日窓口に出された方については、受理後「記念品」をお渡します。母子健康手帳を持参のうえ、本庁市民課または各支所までお越しください。

※記載以外の手続きが必要となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点は、お気軽に各窓口までご相談ください。

【問い合わせ先・受付時間】

大洲市役所

本 庁 ☎（0893）24-2111 長浜支所 ☎（0893）52-1111
肱川支所 ☎（0893）34-2311 河辺支所 ☎（0893）39-2111

月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分